

円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 円貨建て債券は、金利水準の変化や発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増減するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 金利水準は、日本銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 円貨建て債券が 15 年変動利付国債である場合には、その利子は 10 年国債の金利の上昇・低下に連動して増減しますので、このような特性から、15 年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- 円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、円貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げや利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

<償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

<適用利率が変動するリスク>

円貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に円 LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って決定されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

<流動性に関するリスク>

- ・円貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。
- ・国外で発行される円貨建て債券（ユーロ円債）は、原則として、当社から他社へ移管（出庫）することができません。償還日より前に売却する場合には、お客様と当社との相対取引となり、当社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引いただきます。

企業内容等の開示について

円貨建ての外国債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

- ・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・円貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の3営業日前までのお取引が可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 48,323,132,501 円(2022 年 3 月 31 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1944 年 3 月

連 絡 先 **「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター**
電話番号：0120-104-214（携帯電話からは、0570-550-104（有料））
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号：0120-142-892
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート
電話番号：0120-581-861
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：**「インターネットコース」でお取引されているお客さま：SBI 証券 カスタマーサービスセンター**

電話番号：0120-104-214（携帯電話からは、0570-550-104（有料））

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

SBI マネープラザのお客さま：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

電話番号：0120-142-892

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客さま：IFA サポート

電話番号：0120-581-861

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客さまは、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

第 71 回国際協力機構債券

債券内容説明書 証券情報の部の訂正事項分
2023 年 1 月（第 1 回訂正分）

独立行政法人国際協力機構

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等にたいして上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

債券内容説明書 証券情報の部（以下「証券情報説明書」という。）の訂正事項分等について

- 証券情報説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、証券情報説明書及び本債券内容説明書 証券情報の部の訂正事項分（以下「本証券情報説明書の訂正事項分」という。）をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、証券情報説明書及び本証券情報説明書の訂正事項分に記載されている事項の正確な理解のためには債券内容説明書 発行者情報の部（2022 年 12 月 2 日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）をご参照下さい。
- なお、証券情報説明書、本証券情報説明書の訂正事項分及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト
(<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>) において閲覧可能です。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読み下さい。
- 証券情報説明書及び本証券情報説明書の訂正事項分のご請求・お問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

取扱金融商品取引業者

商号等/ 登録番号	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 94 号	○	○	○	○
株式会社 S B I 証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 44 号	○		○	○
大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号	○	○	○	○
楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号	○	○	○	○

1 債券内容説明書 証券情報の部の訂正理由

2023年1月6日付をもって作成した債券内容説明書 証券情報の部（以下「証券情報説明書」という。）の記載事項のうち、2023年1月13日に債券の利率等を決定いたしましたので、これらに関連する事項を後記のとおり訂正いたします。

2 訂正事項

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1 新規発行債券	1
利率の欄	1
摘要の欄	1
第二部 参照情報	2
第2 参照書類の補完情報	2

3 訂正箇所

証券情報説明書の記載事項からの訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

利率の欄

利	率	年 0.517% (注) 仮条件は年 0.210%～年 0.510%。市場環境を勘案した結果、上記利率で決定。
---	---	--

摘要の欄

摘	要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。） からAA+の信用格付を2023年1月13日付で取得している。 (中略) 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iの ホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・ コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポ ート検索画面に掲載されている。 (中略) 3. 募集の受託会社 (中略) (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及 び当機構と受託会社との間の2023年1月13日付第71回国際協力機構債券募集委 託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権 者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに 受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受するこ とができる。 (後略)
---	---	---

第二部 参 照 情 報

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（2022 年 12 月 2 日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書証券情報の部の訂正事項分作成日（2023 年 1 月 13 日）までの間において、以下のとおり変更及び追記すべき事項が生じております（変更箇所は下線で示しております）。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載された事項を除き、本債券内容説明書証券情報の部の訂正事項分作成日（2023 年 1 月 13 日）現在においてもその判断に変更はありません。

（後略）

債券内容説明書

2023 年 1 月 6 日現在

第 71 回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第 71 回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（2022 年 12 月 2 日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 本債券については、金融商品取引法第 27 条の 31 に規定される特定証券情報は作成されず、本証券情報説明書は特定証券情報を構成しません。本債券は金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定される特定投資家以外の投資家にも販売される可能性があります。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。
6. 本証券情報説明書は、年次報告書をもとに作成しております。そのため、本証券情報説明書に記載の参照箇所は年次報告書に対応しておりますので、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/about/report/2022/list01.html>）をご参照下さい。
7. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本発行者情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構

財務部 財務部財務第一課
電話番号 東京 03（5226）9279

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等にたいして上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

証券情報説明書等について

- 本証券情報説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申込みにあたっては、本証券情報説明書をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。
- 本証券情報説明書のご請求・お問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

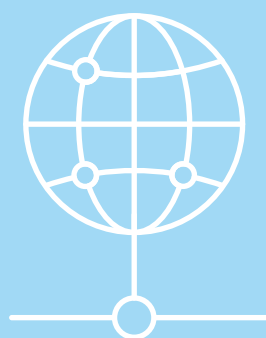
取扱金融商品取引業者

商号等/登録番号	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般財団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 94 号	○	○	○	○
株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 44 号	○		○	○
大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号	○	○	○	○
楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号	○	○	○	○

JICA at a Glance

事業実績 (2021年度)

地域別事業規模



(注1) JICAの事業規模とは、2021年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

東南アジア・大洋州

協力実施国

21カ国

事業規模

3,610億円

東・中央アジア およびコーカサス

協力実施国

10カ国

事業規模

427億円

南アジア

協力実施国

8カ国

事業規模

6,804億円

中南米・カリブ

協力実施国

29カ国

事業規模

1,222億円

アフリカ

協力実施国

49カ国

事業規模

1,001億円

中東・欧州

協力実施国・地域

22カ国・地域

事業規模

1,371億円

組織概要



海外拠点

96カ所

2022年7月1日現在



国内拠点

15カ所

2022年7月1日現在



職員数

1,955人

2022年7月1日現在

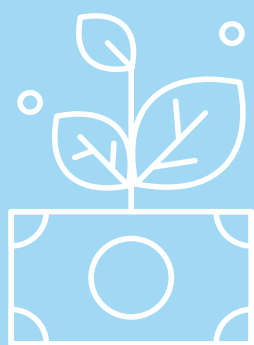


協力対象

139カ国・地域

2021年度

スキーム別事業規模

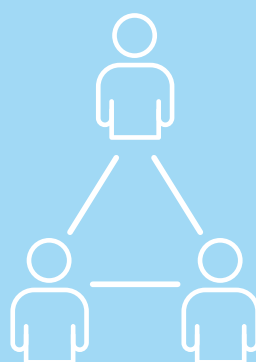


技術協力※¹
1,918億円

有償資金協力※²
12,747億円

無償資金協力※³
695億円

人と人とのつながりの構築



受入れ

研修員・留学生
(累計約70万人)

24,722人
2021年度(新規・継続)

派遣

専門家・JICA海外協力隊
(累計約25万人)

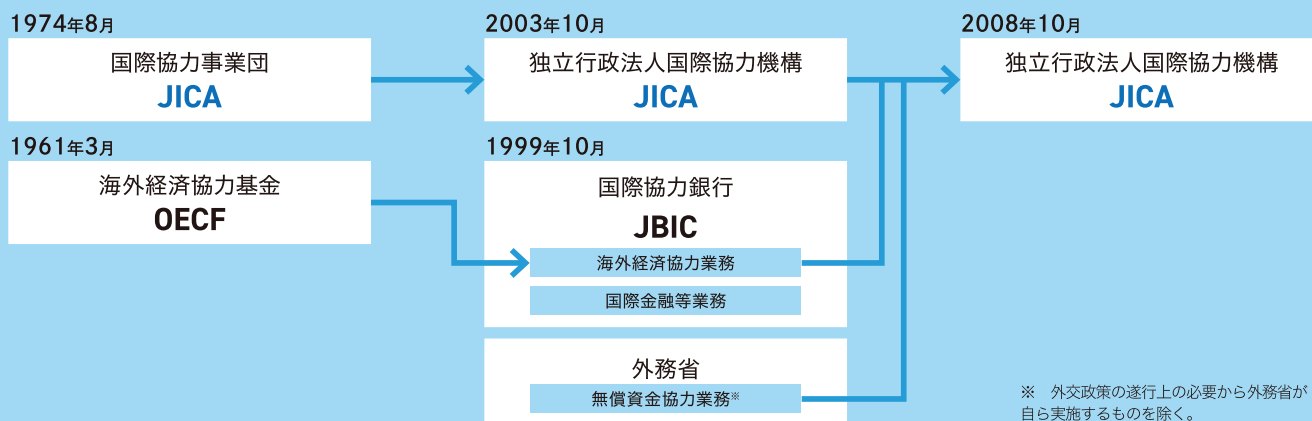
4,017人
2021年度(新規・継続)

※¹ 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※² 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

※³ 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

組織の沿革



※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く。

ODAとJICA

日本が国際協力に 取り組む意義



約7億人

世界の絶対的貧困人口
(2020年/世界銀行推計)



37%

日本のカロリーベースの
食料自給率
(2020年度/農林水産省「食料需給表」)

複合的危機に直面する世界

世界には開発途上国と呼ばれ、貧困や紛争といった問題を抱える国が多くあります。それらの国では、脆弱な保健医療体制による感染症の流行や環境汚染、教育や雇用機会の不足や格差が社会不安を招き、結果として、紛争につながる場合もあります。

こうした問題は、感染症のまん延や世界規模での環境破壊、紛争の深刻化に発展する可能性もあり、開発途上国だけの課題ではありません。今日においては、自国の利益だけを追求するのではなく、これらの世界共通の課題に取り組むことが求められています。

相互依存の世界

日本は生活や産業に欠かせないエネルギーの8~9割を、海外からの輸入に頼っています。また、食料自給率も40%を切

り、穀物をはじめ、水産物、果実など多くを輸入に頼っています。

グローバル化した世界において、日本が資源や食料の多くを世界各国に依存しているように、もはや日本を含むどの国も一国だけでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっています。

世界のなかの日本の役割

日本も第二次世界大戦後の復興期には国際社会からの支援を受け、戦後の荒廃から経済成長を成し遂げました。黒部ダムや東海道新幹線など、日本の経済発展に必要不可欠だった経済インフラは、世界銀行からの支援で建設されたものです。また、2011年の東日本大震災に際しては、250を超える国・地域、国際機関から、支援物資や支援金・義援金などが届けられました。

1954年、日本は国際社会への貢献の

国際社会が取り組む「持続可能な開発目標(SDGs)」

2015年9月に国連で採択されたSDGsは、2030年までに貧困を撲滅し持続可能な社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を基本理念とした国際目標です。社会、経済、環境の3つを包括した17の目標と、それらを達成するための169のターゲットを設けています。先進国・開発途上国も含め、さまざまな立場の人々が協力して取り組むことが求められています。

JICAは、開発途上国の人々を中心に据えた協力を行う「人間の安全保障」の促進と、包摂的・持続可能で強靱性を備えた「質の高い成長」をミッションとして掲げています。2021年度にはSDGsのProsperity（豊かさ）、



People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）の切り口から、20の事業戦略「JICAグローバル・アジェンダ」を設定しました。日本のこれまでの発展や国際協力の経験を生かし、相手国の政府・人々はもちろん、国内外のさまざまなパートナーと協働して、JICAは開発途上国のSDGs達成に貢献します。



関連情報
JICAウェブサイト — SDGsとJICA



[写真：蓮井幹生]

手段として政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）を開始しました。それ以来、ODAを通じた日本の国際協力は、国際社会の日本に対する深い信頼や大きな期待につながっています。

このような信頼と期待に積極的に応えるためにも、JICAは、日本と開発途上国を結ぶ懸け橋として、日本の戦後復興の知恵と経験も生かしながら、開発途上国の自立と発展に協力していきます。

日本のODAの 中核を担うJICA

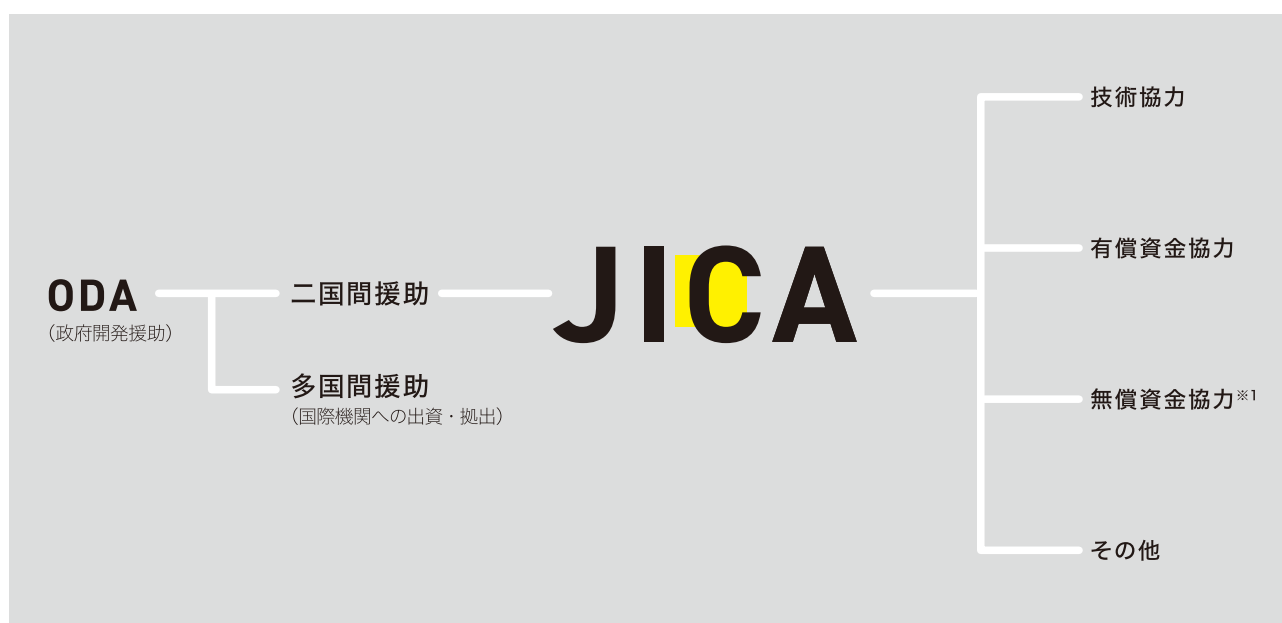
開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力をODAといいます。

ODAはその形態から、二国間援助と多国間援助（国際機関への出資・拠出）に分けられます。

JICAは、日本の二国間援助の中核を担う、世界有数の開発援助実施機関です。開発途上国が抱える課題の解決に貢献す

るため、二国間援助の3つの手法、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」※¹を中心としたさまざまな協力メニューを活用し、96カ所に上る海外拠点※²を窓口として、世界の約150の国・地域で事業を展開しています。

また、JICAは、開発途上国と日本国内の地域の結節点として、日本の各地域に15カ所の国内拠点※³を設置しています。地域の特性を生かした国際協力を推進するとともに、国際協力を通じた地域の発展にも貢献しています。

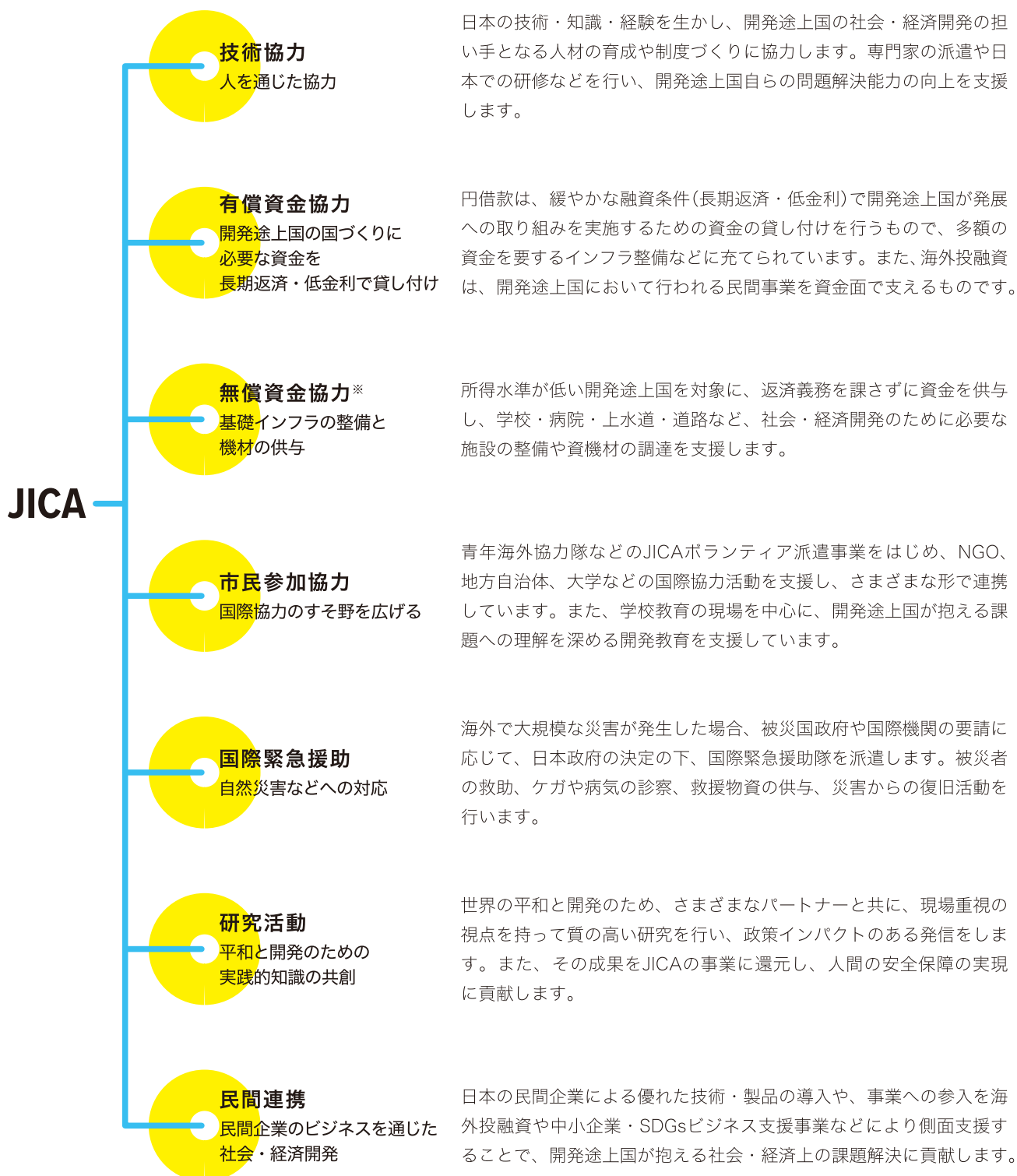


※¹ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

※^{2,3} 2022年7月現在。

JICAの協力メニュー

JICAは、開発途上国が抱える課題に対し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力※のほか、ボランティア派遣や国際緊急援助、研究活動、民間連携など、さまざまな協力メニューを用いて事業を実施しています。

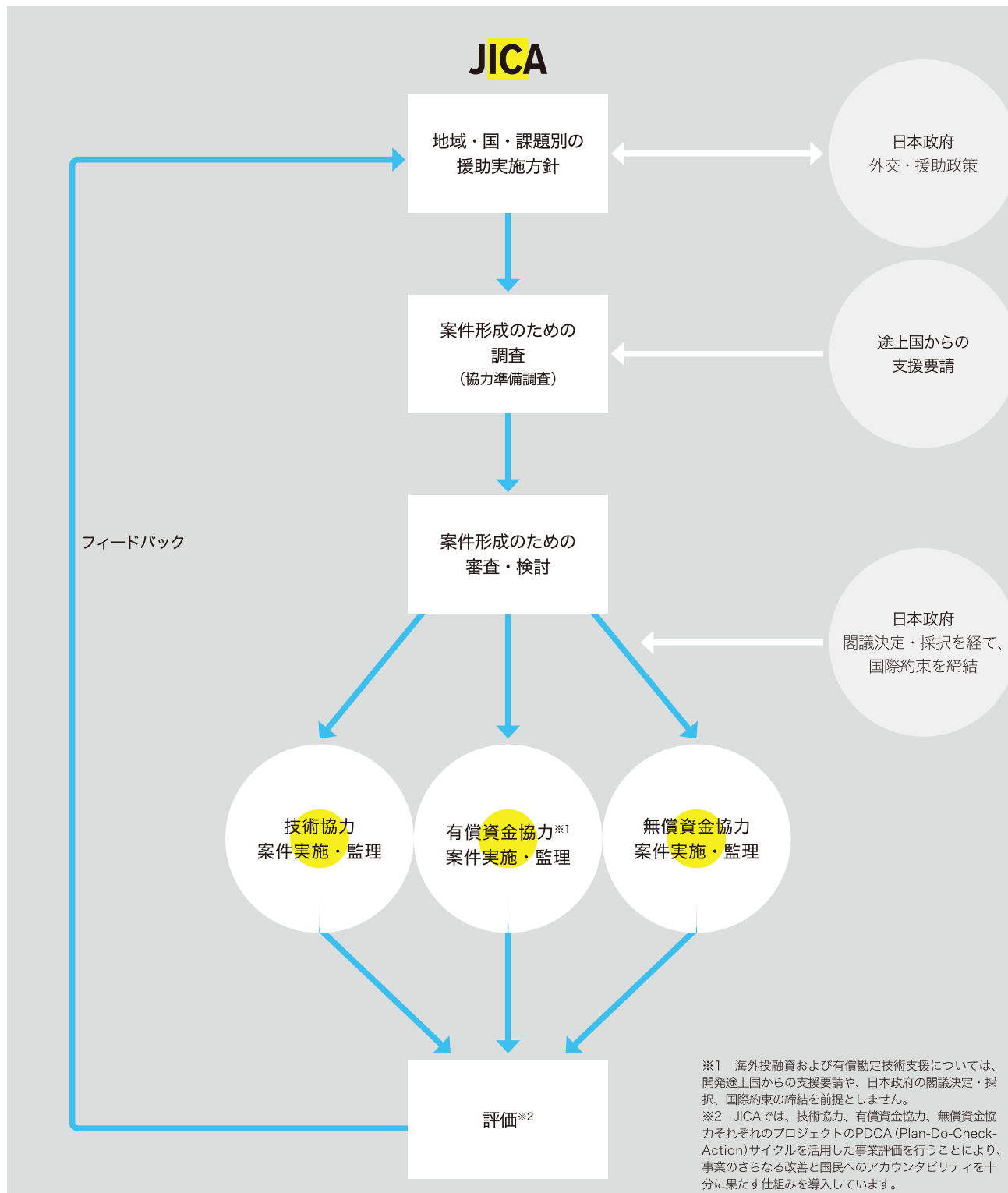


※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

協力の流れ

JICAは、日本政府が策定する援助政策と相手国政府の要請に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力といったさまざまなスキームを有機的に活用し、効果的・効率的な協力を行っています。

特に、相手国政府から正式な要請を受ける前の段階で現地に赴き、求められている支援内容を調査する協力準備調査を導入することで、案件の形成から実施までを迅速化しています。



第5期中期計画（2022～2026年度）

新たな5年間に向けて中期計画スタート

「信頼で世界をつなぐ」 というビジョンの下

JICAは法律に則り、主務大臣*が5年ごとに指示する中期目標に基づき中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けています。また、同計画に基づき、年度計画を策定し業務運営を行っています。

新たな課題への対応も見据えて

第5期中期計画では、第4期中期計画期間中に生じた新たな課題への取り組みなども考慮し、「重点領域」と「重視するアプローチ」を定めています。

このうち「重点領域」では、SDGsと方向性を共有する開発協力大綱の3つの重

点課題①「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減、②普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、③地球規模への取り組みを通じた持続可能で強じんな国際社会の構築）に取り組むとともに、P.13図に示した4つの領域に関する取り組みを強化することとしています。

また、中期計画ではこのほか、6つの地域の重点取り組み、多様な主体との連携、事業実施基盤の強化、業務運営の効率化・適正化、安全対策や内部統制などの計画について示しています。

開発協力大綱	2015年2月に閣議決定
中期目標（5年間）	主務大臣が定め、JICAに指示
中期計画（5年間）	JICAが作成し、主務大臣が認可
年度計画（1年間）	JICAが定め、主務大臣に届出

※ 外務大臣、財務大臣および農林水産大臣。

第4期中期計画（2017～2021年度）の主な取り組みと成果

2017年度から2021年度までの第4期中期計画の下で「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げ、さまざまな課題に取り組みました。その結果、主に以下のような成果がありました。

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、「予防」、「警戒」、「治療」の3つを柱とする「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進し、感染拡大防止に貢献しました。また、アフリカでのポリオ根絶、キリバスでのフィラリア症制圧や、母子手帳の導入、安全な水へのアクセスの実現など、開発途上国の人々の健康を守ることに寄与しました。
- 各地域で連結性の向上に資する質の高いインフラ整備、自由や民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する人材の育成などに取り組み、日・ASEAN首脳会議、太平洋・

島サミット（PALM）、アフリカ開発会議（TICAD）などでの政府公約の着実な達成と、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け貢献しました。

- 中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じて、開発途上国の課題解決に有効な民間企業の技術の活用を推進することにより、わが国の中小企業などの海外展開にも貢献しました。また、海外投融資では、女性の金融アクセス向上や再生可能エネルギーの利用促進など、SDGs達成に資する事業を拡大しました。
- 開発途上国の人材が、日本の近代化と戦後復興の経験や、援助実施国としての経験を日本で学ぶ「JICA開発大学院連携プログラム」を開始し、親日派・知日派リーダーの育成に貢献しました。同様に、各国の主要大学で学ぶ「JICAチェア」も展開しました。

2022年度からの5年間を対象とした第5期中期計画では、「自由で開かれたインド太平洋」、親日派・知日派リーダーの育成、気候変動・環境への取り組み、日本の社会経済の活性化・国際化への貢献を一層強化します。

第5期中期計画の枠組み



4つの重点領域

1. 「自由で開かれたインド太平洋」の実現、国際社会でのリーダーシップの発揮

JICAは昨今の国際情勢を踏まえ、わが国の開発協力の実施機関として中核的な役割を果たしつつ「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け貢献していきます。

具体的には、各地域の地政学的な特性を踏まえて、自由や民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する人材の育成、連結性の強化に資する質の高いインフラへの投資、ガバナンスの強化や法制度整備、海上法執行能力の強化、サイバーセキュリティなどの新たな脅威への対応などに重点的に取り組みます。

2. 国の発展を担う

親日派・知日派リーダーの育成

大学との連携の一環として第4期中期計画期間中から実施してきた「JICA開発大学院連携プログラム」を継続し、日本独自の開発経験やドナーとしての経験の共有を通じ、親日派・知日派リーダーの育成およびわが国と開発途上地域の信頼関係の深化に貢献します。

3. 気候変動・環境への取り組みの強化

気候変動の影響は、災害の増加や甚大

化のみならず、海面上昇、熱帯病の拡散、水資源の枯渇、食料生産への被害などをもたらすとされ、人間の安全保障や持続可能な社会経済の実現にとって大きな脅威となっています。特に、社会経済基盤が脆弱な開発途上国には、より深刻な影響が及ぶと考えられます。

気候変動対策を重要な経営課題に位置づけ、開発途上国に寄り添いながら、脱炭素社会への円滑な移行と気候変動に対して強じんな社会の構築を目指していきます。

4. わが国社会経済の活性化および内なる国際化への貢献

開発途上国との協力においては民間企業、地方自治体、NGOなどの政府以外の主体が重要な役割を果たしています。JICAはこれらの主体との連携をさらに強化していきます。

また、日本の技術を活用した開発課題の解決への取り組みを通じて、民間企業などの海外展開にも貢献します。開発途上国での事業を通じて得た知見やネットワークを活用し、日本国内での外国人材受入・共生に向けた取り組みにも適切な貢献を行います。



【写真：渋谷敦志】



[写真：久野真一]

JICAの 重視するアプローチ

1. 関係性の構築に向けた、 オーナーシップとパートナーシップを 重視した協力の推進

JICAが長年にわたり実践してきた、開発途上地域のオーナーシップ(主体性)と日本との対等なパートナーシップを基礎とする協力は、開発協力の効果を高め、開発途上地域と日本との信頼関係の強化に寄与してきました。このことを再確認し、これを引き続き重視します。

2. 「JICAグローバル・アジェンダ (課題別事業戦略)」の促進による 開発パートナーとの広範な連携や 共創を通じた開発効果の増大

2021年度に、JICAは、世界や開発途上国が抱える課題ごとに中長期的な目標、成果と取り組みの優先順位を明確にした

「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定しました。SDGsへの関心の高まりなどを背景に、スタートアップ企業を含むさまざまな企業、研究機関、市民団体などに開発の担い手が広がっています。同アジェンダを促進することで、そのような幅広い開発の担い手との連携や共創を通じ、開発効果の一層の増大を目指します[➡P.22-27を参照ください]。

3. ジェンダー平等の推進・多様性の 尊重

JICAはこれまでもジェンダー平等の推進に取り組んできており、第5期中期計画においても事業でのジェンダー主流化などを通じ、一人ひとりが、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できるような、平等で多様性を認め合う社会の実現を目指します。また、組織運営においてもジェンダーを含むさまざまな多様性を尊重し、多様な働き方と成長環境の充実を図ります。

4. DXの推進

包摂的で多様性を享受する社会の実現、自由で安全なサイバー空間の構築、ならびにポストコロナでの業務実施体制の確保および業務の効率化を図るべく、デジタル化を含む革新的技術の活用やそれらの実装に向けた環境整備などを進めます。

事業においては、デジタル技術・データの活用を通じた新たな価値の創出などを通じて、事業効果の増大を図ります。組織運営においては、業務プロセスの改善や迅速化、専門性を持った人材の確保・育成や経営資源の最適配分などにより、業務の質の向上などを積極的に推進します。



関連情報
JICAウェブサイト — 第5期中期計画

JICAグローバル・アジェンダ

多様な力を結集し、複雑化する世界の課題に挑む

JICAは、「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで事業の戦略性を強化します。また、各目標の達成に向けて国内外の幅広いパートナーとの連携や共創を進め、開発効果の最大化を目指します。

世界が直面する、複雑で深刻な課題

経済的な豊かさと人々の尊厳を追求してきた世界は、気候変動などのすべての生命の生存が脅かされる問題や、新型コロナウイルス感染症、頻発する紛争といった困難に直面しています。これらのグローバルな課題に対しては、国際社会が目標を共有し、多様な力を結集して取り組む必要があります。

JICAは、SDGs達成や地球規模課題解決に貢献し、「人間の安全保障」「質の高い成長」というミッションを果たすべく、多様なパートナーと取り組むため、4つの切り口(Prosperity、People、Peace、Planet)の20の課題別事業戦略から成るJICAグローバル・アジェンダを設定しました。

協働・共創を推進

SDGsへの関心の高まりなどを背景に、民間企業、研究機関、市民団体などに開発協力の担い手が広がっています。JICAはこれらのさまざまなステークホルダーと、JICAが実現を目指す中長期的な価値を共有し、共に課題解決に取り組めます。

協働を推進するために、多様なパートナーが集う場としてのプラットフォームを構築、またはそれに参加し、知識・アイデア、人材などさまざまなリソースを活用した共創を促進します。さらに、資金動員や民間企業のビジネス参加を促進する環境整備に取り組み、課題解決に向けた大きな「うねり」を誘導します。

4つの切り口と20の課題別事業戦略

Prosperity

豊かさ

- 1 都市・地域開発
- 2 運輸交通
- 3 資源・エネルギー
- 4 民間セクター開発
- 5 農業・農村開発
(持続可能な食料システム)

People

人々

- 6 保健医療
- 7 栄養の改善
- 8 教育
- 9 社会保障・障害と開発
- 10 スポーツと開発

Peace

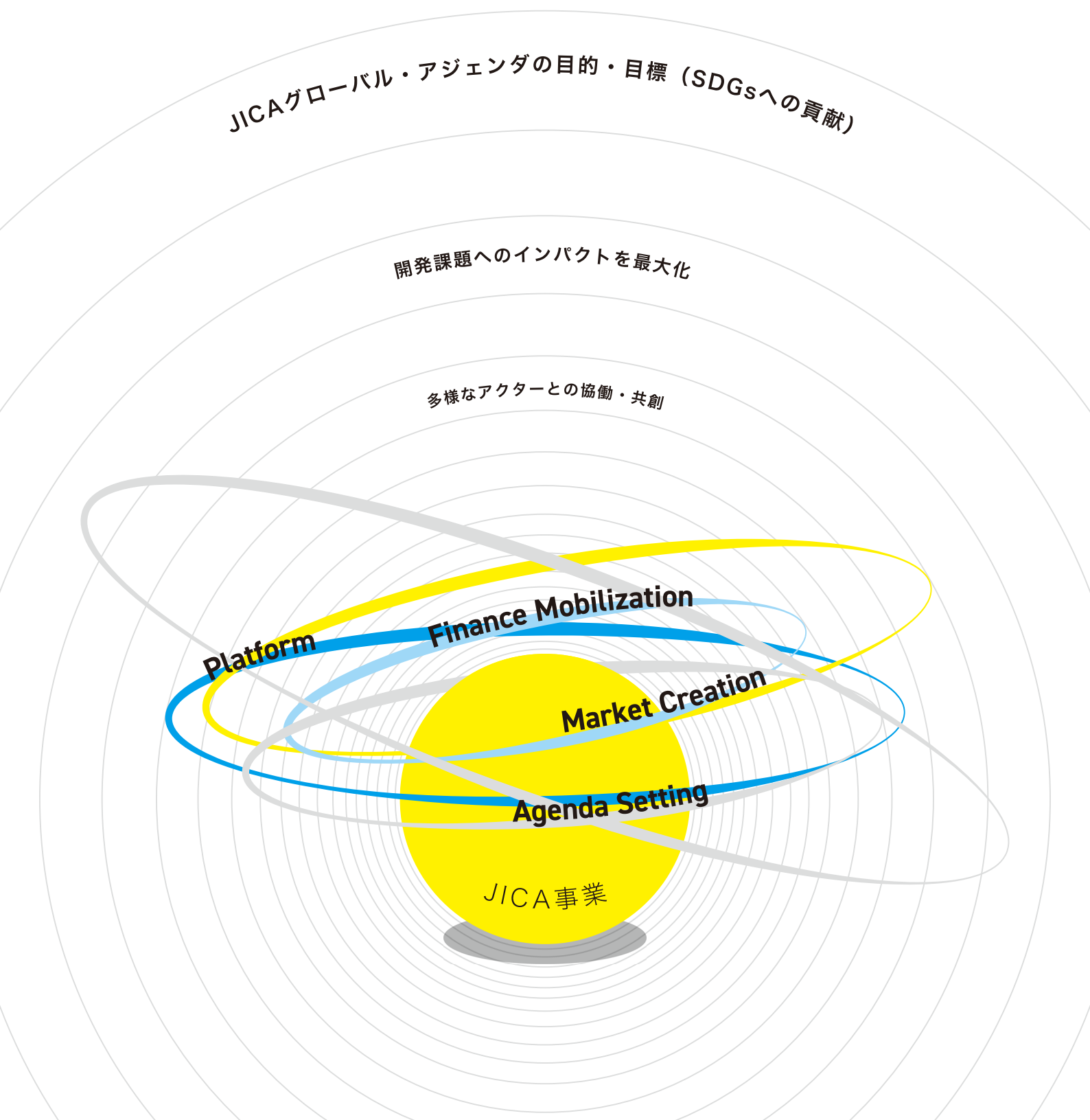
平和

- 11 平和構築
- 12 ガバナンス
- 13 公共財政・金融システム
- 14 ジェンダー平等と女性のエンパワメント
- 15 デジタル化の促進

Planet

地球

- 16 気候変動
- 17 自然環境保全
- 18 環境管理
- 19 持続可能な水資源の確保と水供給
- 20 防災・復興を通じた災害リスク削減



インパクトの最大化に向けたJICAの役割

Agenda Setting
未来に向けて
共に達成すべき目的・目標
を設定します

Platform
多様な人や情報が集まり
共創する場をつくります

Market Creation
ビジネスの機会を
創出します

Finance Mobilization
課題解決のために
資金を動員します

Prosperity

豊かさ

1

都市・地域開発



都市マネジメントで、暮らしやすく持続可能な街を

都市の望ましいあり方を見据え、最新の地理空間情報(G空間情報)を活用しながら適切な土地利用を考案します。さまざまな利害を調整し、計画、整備、管理運営などを実施。魅力的で持続可能な街を構想し、マネジメントする能力を強化します。



協力方針

1. さまざまな関係者と協働し、「都市マネジメント」の能力を強化
2. G空間情報※の整備・活用を支援

※ 位置情報とそれに関連付けられた情報。

2

運輸交通



すべての人・モノが安全かつ自由に移動できる世界へ

運輸交通分野における低・脱炭素化を進めつつ、国内およびグローバルに広がる運輸交通インフラの整備や維持管理技術の向上、安全の確保に取り組みます。それにより、すべての人が安全で自由に移動でき、必要なモノがあまねく世界に行き渡る社会を目指します【→P.28事例を参照ください】。



協力方針

1. グローバルネットワークの構築
2. 海上保安能力の強化
3. 道路アセットマネジメント
4. 道路交通安全
5. 都市公共交通の推進

3

資源・エネルギー



誰もが安心して電気を使える世界へ

電気を利用できない人口や暮らしを脅かす停電を減らし、誰もが利用できる価格で電気を供給できるよう、持続的な電気事業体制を構築します。さらに、気候変動に対応するため、持続可能なエネルギー利用と開発途上国における鉱物資源の適切な管理に貢献します【→P.29事例を参照ください】。



協力方針

1. 送配電ネットワークの強化
2. 再生可能エネルギーの導入促進
3. 省エネルギーの促進
4. 鉱物資源分野の人材育成と人的ネットワークの強化

4

民間セクター開発



民間企業を育成し、途上国の経済成長を促す

起業家や企業の競争力を向上させ、産業・投資政策やビジネス環境を整備し、金融アクセスなどを改善。民間企業が成長するための環境を整えます。また現地企業と日本企業の協働を進め、連携を強化し、双方の経済の強靱化を目指します【→P.30事例を参照ください】。



協力方針

1. 「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の推進
2. 社会課題の解決に挑むスタートアップ支援、「Project NINJA」
3. アジアにおける投資促進と産業振興

5

農業・農村開発(持続可能な食料システム)



みんなが豊かになる農業を実現し貧困と飢餓をなくす

生産技術の開発や普及、効果的な流通体制の構築を通じて農・畜・水産業の生産性を高め、農村部の貧困削減と経済成長を推進します。それとともに、気候変動への対応や食品ロスの課題にも取り組み、食料の安定的な生産・供給に貢献します【→P.31事例を参照ください】。



協力方針

1. 小規模農家向け市場志向型農業の振興
2. アフリカ地域における稲作振興
3. 東南アジア地域のFVC構築
4. 島嶼国の水産ブルーエコノミー振興
5. 家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進

People

人々

6

保健医療



どんなときでも人々の健康を守る体制づくりを

生活の基盤となる健康を守る体制づくりを推進します。また、これを通じて、すべての人々が、いつでも、必要な保健医療サービスを経済的困難なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の達成に貢献します。



協力方針

1. 中核病院における診断・治療の強化
2. 感染症対策および検査拠点の強化
3. 母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化
4. 医療保障制度の強化

7

栄養の改善



健康な未来へ導く適切な栄養を、すべての人々に

必要な栄養を適切に摂取できていない低栄養状態や、深刻化する過栄養の問題に対して、保健、農業・食料、水・衛生、教育など、さまざまな分野において連携して取り組み、世界の人々が健康に暮らせるよう、貢献します【→P.32事例を参照ください】。



協力方針

1. 母子栄養の改善
2. 「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)」を推進

8

教育



一人ひとりが生き生きと輝く、質の高い教育を

世界には、必要最低限の読解力や計算力を習得できていない子どもや若者が6.1億人以上います。また、高等教育に関しては国による格差が生じています。すべての人々が学ぶ場を得て能力を生かして活躍できるよう、取り組みます【→P.33事例を参照ください】。



協力方針

1. 教科書や教材を開発し、学びを改善
2. 地域のコミュニティと学校との協働
3. 誰ひとり取り残さない教育を提供
4. その国を牽引する拠点の大学をパワーアップ

9

社会保障・障害と開発



誰もが尊厳をもって自分らしく生きる世界を目指して

社会保障の拡充や労働環境の改善、障害者の社会参加の促進や、障害の主流化を通じ、誰もが尊厳をもって、社会の一員として、互いの暮らしを支え、支えられながら生きる社会の実現を目指します。



協力方針

1. 社会保険制度の構築
2. 社会福祉の推進
3. 雇用・労働環境の整備
4. 障害に特化した取り組み
5. 「障害主流化」の取り組み

10

スポーツと開発



すべての人々が、スポーツを楽しめる平和な世界に

スポーツは、言葉や文化の違いを超えて楽しめるボーダーレスなものであり、人々の可能性を広げ、未来を開く一歩にもつながります。JICAは、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりや、スポーツを通じた人材育成に取り組み、多様性のある平和な社会の実現に貢献します。



協力方針

1. スポーツへのアクセス向上
2. スポーツを通じた心身ともに健全な人材育成
3. スポーツを通じた社会包摂と平和の促進

Peace

平和

11

平和構築



恐怖と暴力のない平和で公正な社会を目指して

暴力や紛争のリスクを低減し、国・社会が危機に対応する能力の強化を目指します。そのために、制度構築と人材育成によって住民から信頼される政府をつくり、コミュニティの融和と社会・人的資本の復旧・復興・強化を促進します【→P.34事例を参照ください】。

協力方針

1. 人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靱な国・社会づくり
2. 脆弱地域における地方行政の能力強化、強靱な社会の形成と信頼醸成
3. 人道・開発・平和(HDP)ネクサスの推進



12

ガバナンス



すべての人々が、尊厳をもって暮らせる社会を

基本的な人権、自由、法の支配などの普遍的価値を実現し、一人ひとりが人間として尊重される社会を目指し、JICAは、法制度の整備・運用、公共放送の機能向上、適正な行政サービスの実施に協力。民主的かつ包摂的なガバナンス(統治機能)の強化を支援しています【→P.35事例を参照ください】。

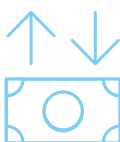
協力方針

1. 法の支配の実現
2. 公務員および公共人材の能力を強化
3. 海上保安能力の強化



13

公共財政・金融システム



財政・金融の基盤を強化、経済の安定と成長を目指す

経済の安定ならびに持続的な成長に不可欠である財政基盤の強化や、金融システムの育成を支援します。また、税関行政の改善により、貿易の円滑化にも貢献します。

協力方針

1. 国家財政の基盤強化
2. 税関の近代化支援を通じた連結性強化
3. 金融政策の適切な運営と金融システムの育成



14

ジェンダー平等と女性のエンパワメント



性別にとらわれず誰もが能力を発揮できる社会に向けて

社会や組織における差別的な制度や仕組みを是正し、女性や女性の主体的な能力を強化するとともに、社会や人々の意識や行動の変容を促進する取り組みを実施します。それにより、一人ひとりが性別にとらわれることなく、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献します。

協力方針

1. 5つの優先課題*で「ジェンダー主流化」を推進
2. ジェンダースマートビジネス(GSB)の振興
3. ジェンダーに基づく暴力(SGBV)の撤廃

※ ①経済的エンパワメント、②平和と安全、③教育と健康、④ガバナンス、⑤生活インフラ。



15

デジタル化の促進



DXで、一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会へ

デジタルテクノロジーとデータの活用でさまざまな課題を効果的に解決し、より良い社会をつくれます。また、その基盤となる情報通信環境の整備、人材育成や産業創出を通し、自由で安全なサイバー空間の構築に取り組みます。

協力方針

1. 開発事業でのDX推進
2. デジタル化のベースとなる基盤整備



Planet

地球

16

気候変動



途上国とともに、気候変動の脅威に立ち向かう

経済・社会に甚大な負の影響を与える気候変動を抑えるため、世界全体で温室効果ガスの排出量を大幅に削減するとともに、その変化に対応しなくてはなりません。開発と気候変動対策とを同時に進めるという難しい立場に置かれた開発途上国に協力し、地球規模の課題の解決に貢献します。



協力方針

1. パリ協定の実施促進
2. コベネフィット型気候変動対策

17

自然環境保全



次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ

地域の社会、そして持続可能な地球環境にとって重要となる自然環境の保全を行います。このため、守るべき自然の価値や現状を科学的に把握・モニタリングし、地域住民と協働し、伝統的な知見も生かして、自然環境の保全と人間活動との両立を目指します。



協力方針

1. 陸域における自然の豊かさを守る
2. 海域(沿岸域)における自然の豊かさを守る

18

環境管理 — JICAクリーン・シティ・イニシアティブ —



環境の汚染を防ぎ、健康に暮らせるきれいな街へ

多くの開発途上国で、環境対策なしに工業化・都市化が進み、水・大気・土壌の汚染が深刻化し人々の健康が損なわれています。廃棄物(ごみ)の適切な管理や水・大気の汚染防止のための人材育成などを通じて、「きれいな街」の実現に協力し、持続可能な社会構築を目指します【→P.36事例を参照ください】。



協力方針

1. ごみ処理の仕組みを改善し、循環型社会へ
2. 環境規制や汚染防止策で、健全な水・大気・土壌環境を

19

持続可能な水資源の確保と水供給



すべての人々が安全な水を得られる社会へ

水資源を巡る地域の課題を解決するため、水資源の管理に責任を持つ組織を強化し、利害関係者の民主的な協議の仕組みを構築します。水道サービスの拡張と改善を自立的に進めることができる「成長する水道事業者」をつくります。



協力方針

1. 統合水資源管理で地域の水問題を解決
2. 水道事業者の成長を支援

20

防災・復興を通じた災害リスク削減



強靱な国の基盤をつくり、命を守って経済を発展させる

事前の災害リスクの削減は、開発の土台となり、人々の命と暮らしも守ります。開発途上国が将来的に独自に防災投資を拡充できる体制強化を図ります。これによって、死者・被災者数や経済損失などの自然災害による被害を、2030年までに減少傾向に変えることを目指します【→P.37事例を参照ください】。



協力方針

1. 国の基盤を支える構造物対策の推進
2. 非構造物対策を含めた防災ガバナンスの強化
3. Build Back Better (より良い復興)の推進

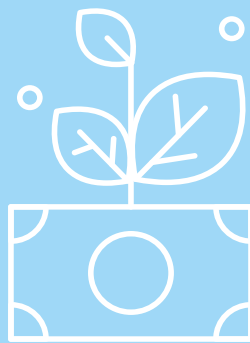
事業実績の概要

無償資金協力^{※3} 695億円 (71件) 技術協力^{※1} 1,918億円

研修員受入 116億円
 専門家派遣 692億円
 調査団派遣 447億円
 機材供与 17億円
 青年海外協力隊／海外協力隊派遣 39億円
 その他海外協力隊派遣 5億円
 その他 602億円

2021年度事業規模 合計

15,361億円



円借款 11,580億円 (28件)
 海外投融資 1,167億円 (13件)

有償資金協力^{※2}

12,747億円
 (41件)

技術協力 形態別の人数実績(新規／累計)

	新規	累計	
研修員受入	21,735人	676,079人	(1954～2021年度)
専門家派遣	2,583人	199,925人	(1955～2021年度)
調査団派遣	1,992人	305,942人	(1957～2021年度)
青年海外協力隊／海外協力隊派遣	312人	46,493人	(1965～2021年度)
その他海外協力隊派遣	43人	7,998人	(1999～2021年度) ^{※4}

(注) 移住者送出は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は、73,437人です。

(注) 各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。()内は案件数。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。()内は案件数。

※4 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計。



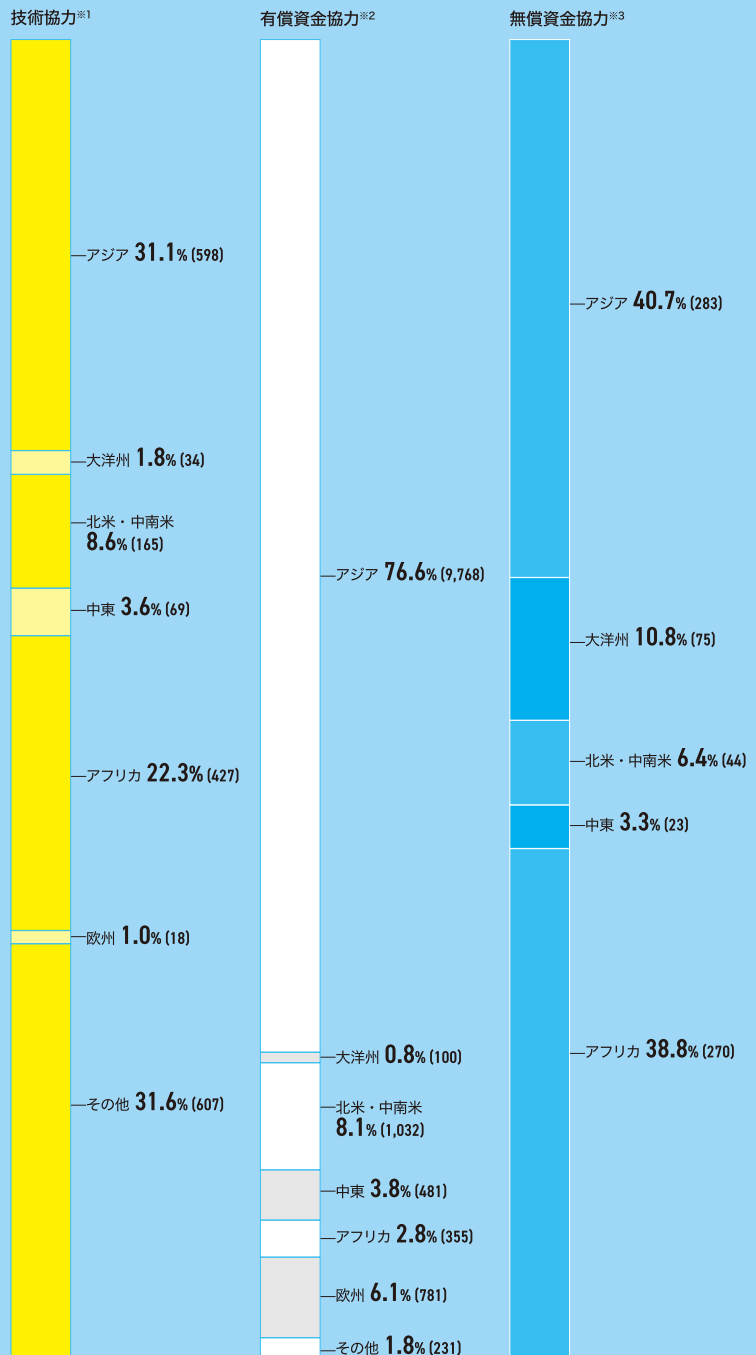
地域別の実績

技術協力については、アジア31.1%、アフリカ22.3%、北米・中南米8.6%の順で割合が多くなっています。また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア76.6%、北米・中南米8.1%、欧州6.1%の順と、2020年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。

無償資金協力では、アジア40.7%、アフリカ38.8%、大洋州10.8%と、2020年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの（全世界）などが含まれています。

地域別の実績構成比(2021年度) (単位：%/億円)



(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

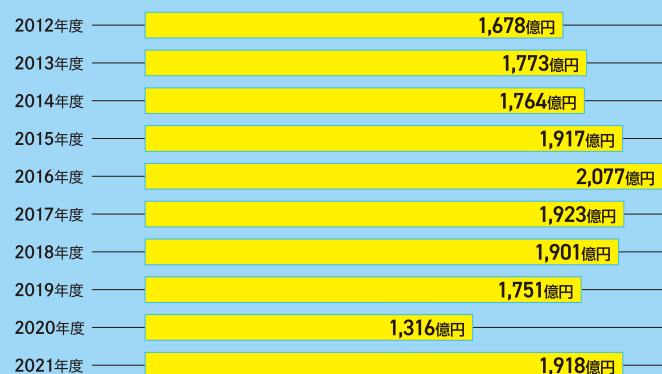
※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

過去10年間の推移

右の図表は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。技術協力は、2021年度は1,918億円と前年度に比べ45.7%増、有償資金協力は、2021年度は12,747億円と前年度に比べ18.6%減、また、無償資金協力は、2021年度は総額695億円と、前年度に比べ3.1%の減となっています。

過去10年間の技術協力経費の推移※1



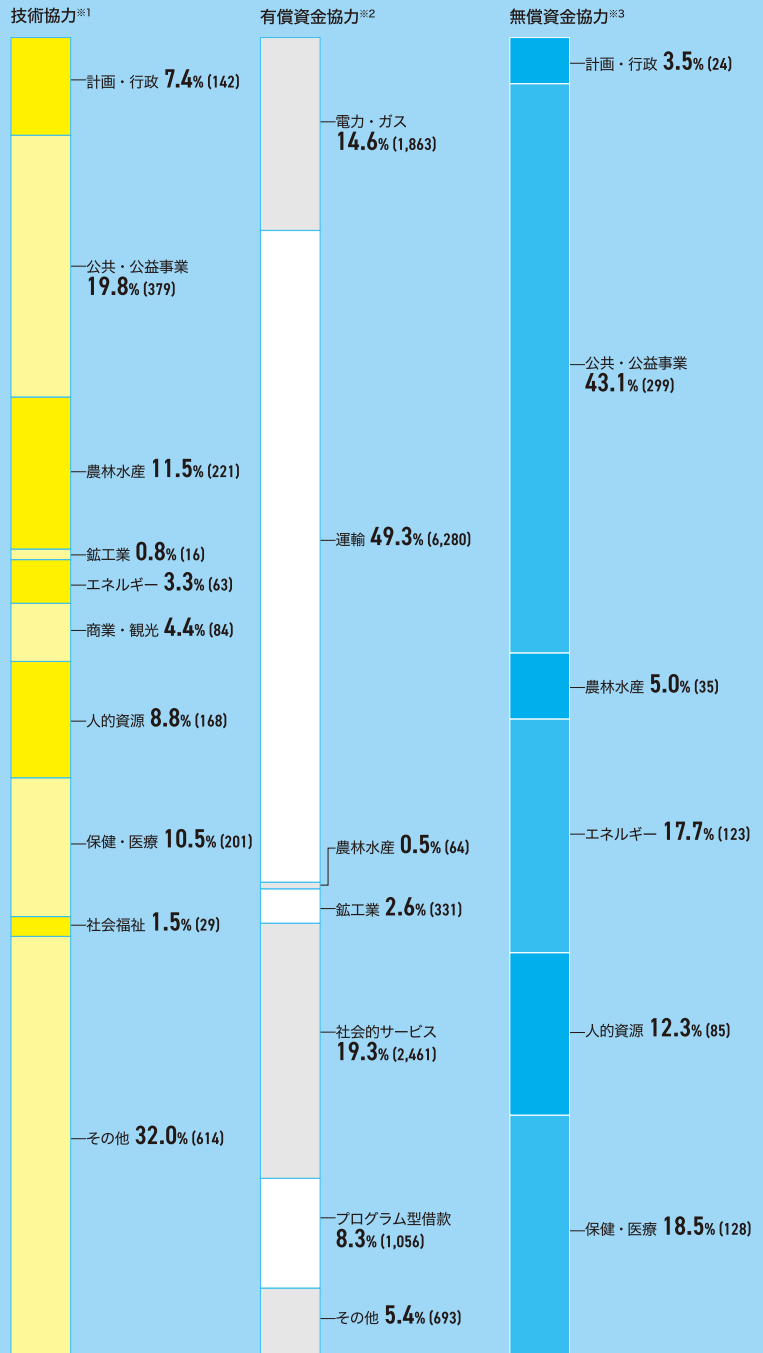
分野別の実績

技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業19.8%、農林水産11.5%、保健・医療10.5%の順となっています。

有償資金協力については、運輸分野への協力実績が49.3%、次いで社会的サービス19.3%、電力・ガス14.6%の順で割合が高くなっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が43.1%、次いで保健・医療18.5%、エネルギー17.7%となっています。

分野別の実績構成比(2021年度) (単位：%/億円)



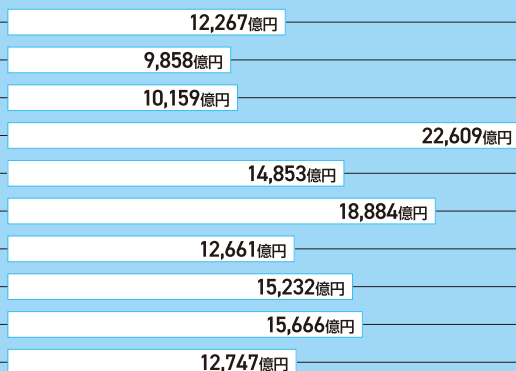
(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

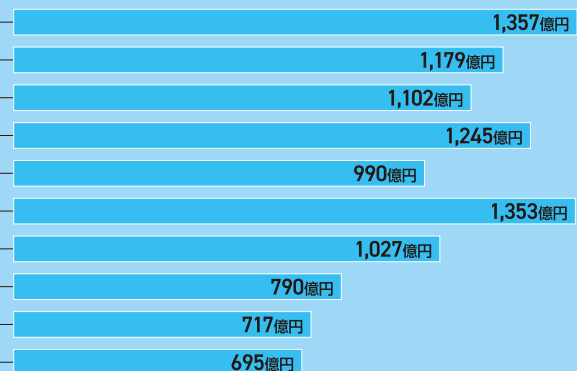
※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

過去10年間の有償資金協力承諾額の推移※2



過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移※3



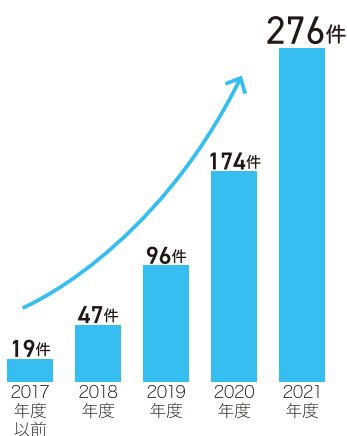
ソーシャルボンドとしてのJICA債

SDGs達成に向けた 貢献ツール



3,400億円

JICA債の発行総額
(2016年9月～2022年3月)



JICA債への投資表明件数
(累計)

※ JICAは、国際資本市場協会(ICMA)が公表するソーシャルボンド原則に適合した債券フレームワークを構築し、第三者評価機関からセカンドパーティーオピニオンを取得しています。



インド：女性専用車両が導入されているインドのデリーメトロ。安心して通勤できることから、女性が街に出て働きやすくなった。ジェンダーボンドの調達資金は、女性にとって安心・安全な公共交通機関の整備などに使われている【写真：久野真一】

JICAは、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、国内で発行するすべての債券をソーシャルボンドとして発行、2021年度までの発行総額は3,400億円に達します。

ソーシャルボンドとは、社会的課題の解決に資する事業の資金調達のために発行される債券です※。ソーシャルボンドとしてのJICA債は、SDGsへの貢献やESG投資のツールとして注目を集め、多くの投資家に投資表明をいただいています。

調達資金は有償資金協力事業に充当

JICA債で調達した資金は、有償資金協力事業に充当され、道路や鉄道などの交通インフラ整備、再生可能エネルギーを使った電源開発、ジェンダー平等の促進など、多岐にわたる分野で開発途上国の安定と持続的発展のための事業に使われます。

国内初の「ジェンダーボンド」を発行

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の危機を受けて一層浮き彫りとなった開発途上国でのジェンダー間の不平等や格差の問題に着目。女性事業主向けの融

資のほか、教育機会の均等や、女性が安心して利用できる公共交通機関の整備など、ジェンダー平等を推進する事業に資金使途を限定する「ジェンダーボンド」を国内で初めて発行しました。

この債券は大きな反響を呼び、優れた債券発行の事例として、国内金融・資本市場に特化した専門メディアである株式会社キャピタル・アイ主催の2021年度「キャピタル・アイAwards」の財投機関債等部門で「BEST DEALS OF 2021」を受賞しました。

また、2021年度は7年ぶりとなる個人向けのリテール債も発行し、JICAのミッションに共感する幅広い個人の皆さまにJICA債を購入いただきました。

身近な国際協力、SDGsへの貢献、ESG投資のツールとして、皆さまに選んでいただけるよう、今後もJICA債の発行を継続していきます。



関連情報
JICAウェブサイト — 投資家の皆様へ

JICA債の特性



1 SDGs/ESG投資

- JICAの目的“開発途上国の持続的発展支援”=SDGs/ESG投資
- 調達資金は、全て有償資金協力業務に充当（石炭火力発電事業は充当対象外）
- JICA債はソーシャルボンドとして発行（第三者評価機関よりセカンドオピニオンを取得）
- SDGs達成に向けた資金動員ツールとして政府施策に位置づけ（日本政府SDGs実施指針改定版（2019年12月））

2 政府との一体性

- 政府の全額出資による独立行政法人（JICA法 第5条第1項）
- 民間代替不可能なODA（政府開発援助）を一元的に実施
- 日本政府の国家戦略等において重要な役割を担う

3 財務の健全性

- 日本政府と同じ格付
 - ・ R&I : AA+ (安定的)
 - ・ S&P : A+ (安定的)
- 有償資金協力勘定の自己資本比率は68%（2022年9月末時点）
- BISリスクウェイト：10%
- 一般担保付債券（優先弁済権）

主要3業務

- JICAは政府開発援助（ODA）の一元的実施機関として、開発途上国の社会経済発展のため、有償資金協力・無償資金協力・技術協力の主要3事業をはじめとする各種事業を実施しています
- JICA債の調達資金は有償資金協力業務に充当されます

JICA債
充当先

有償資金協力



（写真：インド・都市鉄道建設事業（円借款））

円借款

低利かつ返済期間の長い譲許的条件で、社会経済発展のために必要な公共事業等に必要資金を、途上国政府に対し融資する事業です。一定以上の所得水準に達した国が対象です。

有償資金協力業務の9割以上を占めています。円以外にも、米ドル建の融資も可能です。

海外投融資

開発途上国において民間企業が行う開発効果の高い事業に対して投融資を行なう事業です。

無償資金協力



（写真：ザンビア・地下水開発事業）

開発途上国などに返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を贈与する協力です。

技術協力



（写真：バレスチナ・母子手帳プロジェクト）

日本の技術・知識・経験を活かし、開発途上国の社会経済の開発の担い手となる人材育成、政策制度作り等の支援を行ないます。



インド・デリー-メトロ（都市鉄道）の紹介動画
<https://www.youtube.com/watch?v=QK09gsAMZns>
（出所：外務省）



水分野の協力の紹介動画（出所：JICA）
<https://www.youtube.com/watch?v=UjWglhSRmF4>



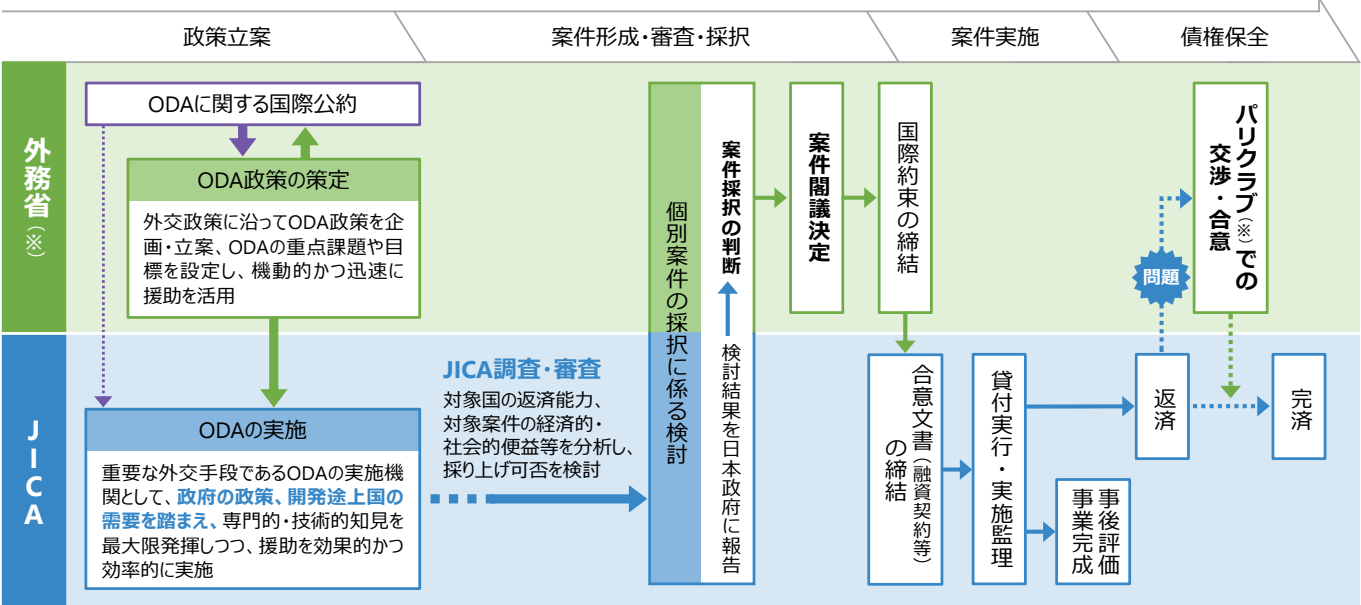
母子保健分野の協力の紹介動画（出所：JICA）
<https://www.youtube.com/watch?v=JbICGGHugvI>

写真提供：JICA

政府との一体性

- JICAの業務は、日本政府のODAに関する国際公約を主とする政策に基づき、政府と連携しつつ実施されます
- 個別案件の審査、実施、評価などはJICAが実施しますが、方針策定から個別案件の審査・採択及び債権保全に至るまで、幅広い日本政府の関与が特徴です

円借款事業の採択・実施手続き



有償業務について、外務省は個別案件の採択等に際し財務省及び経済産業省と協議を行う（JICA法 第42条第3項）
（※）パリクラブ：対外債務返済の困難（国際収支困難）に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担軽減のための措置を取り決める、二国間公的債権者の非公式な会合
出所：外務省・財務省・JICA・JBIC作成資料を基にJICAが作成

財務の健全性

- 日本政府と同等の格付です
- 高水準の自己資本比率（約68%）を維持しており、堅固な財務基盤を有しています

日本政府と同等の格付

- R&I（格付投資情報センター）：**AA+（安定的）**
- S&P（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン）：**A+（安定的）**

有償資金協力勘定の自己資本比率

- 自己資本比率は約68%**（2022年9月末時点）と高水準を維持しています
- 政府が必要性を認めた場合には、予算の範囲内で追加出資を受けることができます（JICA法第5条第2項）
- 利益剰余金は資本金と同額まで内部留保可能です（1997年度以降（2002年度を除き）期間損益ベースで黒字を維持）

JICA債の優先弁済権（一般担保付債券）

- JICA債の債権者は、JICAの財産について他の債権者に対して**優先的に弁済を受ける権利**を有しています（JICA法第32条第6項）

BISリスクウェイト

- JICA債の**リスクウェイトは10%です**（平成18年金融庁告示第19号、第61条第1項）

有償資金協力勘定の統合的リスク管理

- 業務遂行にあたって生じる各種リスクについては、内部規程を策定、リスクの識別・測定・モニタリング等の統合的な管理を通じて、**業務の適切性や適正な損益水準の確保**を図っています

リスク管理委員会	
⚠ 信用リスク	企画部、審査部
⚠ 市場リスク	企画部、財務部
⚠ 流動性リスク	財務部
⚠ オペレーショナルリスク 有償勘定のリスク計量	総務部

報告 → 理事長

事業の透明性

事業評価

事業の改善と説明責任を果たすために

JICAは、「計画(Plan)→実施(Do)→成果確認(Check)→改善(Action)→計画(Plan)」という一連のPDCAサイクルを回しながら、事業を実施しています。「事業評価」ではこのPDCAサイクルに沿って、事業の改善と国民への説明責任

を果たすことの2点を目的として、実施した事業の評価や複数事業の総合的・横断的な評価・分析などを行っています[→下図を参照ください]。

成果の確認段階である「事後評価」では、スキームや評価主体の違いにかかわらず、基本的な枠組みを共通にすることで、整合的な評価と評価結果の活用を目指しています。具体的には、①経済協力開発機構／開発援助委員会(OECD DAC)による国際的なODA評価の視点である「DAC評価基準」に準拠した評価、②レーティング制度を活用した統一的な評価結果の公表、を実施しています。

約10年ぶりに評価基準を改定

DAC評価基準は2015年の持続可能な開発目標(SDGs)



JICAの新しい評価基準の定義

基準名	定義
妥当性	■ 支援実施の妥当性(当該国の開発計画、開発ニーズ／社会のニーズ／対象地域の受益者層) ■ 「受益者」に着目し、弱者への配慮や公平性を踏まえて事業が形成されているか。事業実施期間中に状況の変化が生じた際にも、常に妥当性を確保し続けるべく適切な調整を行ったか ■ 事業計画、アプローチのロジックの適切性
整合性(新)	■ 日本政府・JICAの開発協力量針との整合性 ■ JICAの他事業(技術協力・有償／無償資金協力など)との具体的な相乗効果・相互連関 ■ 日本の他事業、他の援助機関などによる支援と適切に相互補完・調和・協調、国際的な枠組み(SDGsなど国際目標やイニシアティブ)・国際的な規範や基準と整合し、具体的に取り組みや期待される成果が示されているか
有効性	■ 期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度(施設、機材の活用を含む)。その際、受益者間において達成度や結果に違いがあるか否か
インパクト	■ 正負の間接的・長期的効果の実現状況(社会システムや規範、人々の幸福、人権、ジェンダーの平等、環境社会配慮)
効率性	■ 事業の投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較
持続性	■ 事業によって発現した効果の持続性的の見通し ■ 組織・体制面(組織の体制／人材)、技術面、財務面(運営・維持管理予算確保の現状)、環境社会面、リスクへの対応、運営維持管理の状況

採択を契機に見直しを開始され、2019年に改定されました。JICAでもDAC新評価基準に準拠した評価基準の見直しを約10年ぶりに行い、2021年度に評価を開始した案件から新評価基準を適用しています【→P.64表を参照ください】。

新評価基準では、新しい基準として「整合性」(開発援助方針や、JICA内外の他の事業、国際的な枠組みとの適合性)を追加し、他機関連携・シナジーのさらなる創出を目指しました。

また、既存の5つの評価基準にも、SDGsの理念を反映しました。「妥当性」では、「受益者(Beneficiary)」の視点を追加し、弱者への配慮や公平性を踏まえた事業形成がなされているかを確認します。また「有効性」では、対象グループによる裨益の程度と結果の差異に着目し、受益者間の格差や公平性の観点からも開発効果の裨益を

確認します。「インパクト」では、人権や人々の幸福(Human Wellbeing)を、また「持続性」では、将来的に起こり得るリスクへの対応の視点を追加。そのほか、より良い教訓を抽出し、事業へ活用するため、事業実施中の環境変化への適時・適切な対応・判断や、開発効果を高めるために有効なアイデアの有無も評価の視点に加えました。

今回の評価基準の改定を通じて、各事業レベルの成果・インパクトにSDGsの理念が反映されることに加え、整合性の視点を追加したことで、より戦略的な案件形成・事業実施の促進が期待されます。

関連情報

JICAウェブサイト [事業評価年次報告書](#)
事業評価案件検索

業績評価

目標・計画策定と 業務実績評価の枠組み

JICAは「独立行政法人通則法」に則り、5年間の中期計画と各年度の年度計画に基づき業務を実施しています【→P.12を参照ください】。

そのうえでJICAは各計画の達成状況に関する実績を自己評価し、主務大臣(外務大臣等)に提出します。主務大臣はJICAの実績を評価し、その結果を公表します。

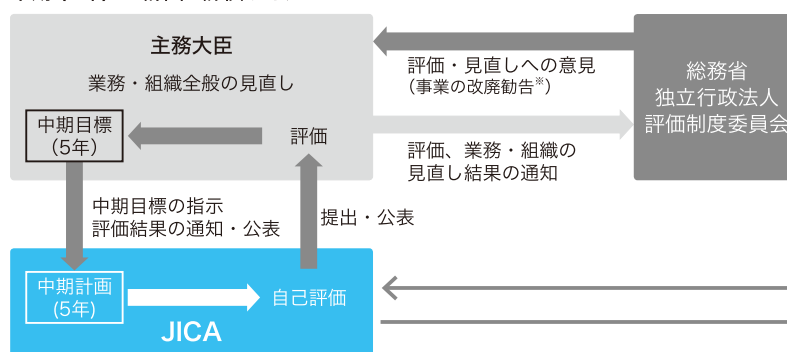
第4期中期計画の4年目に当たる2020年度の業務実績については、主務大臣より「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる(総合評定：A)」と評価されました。

関連情報

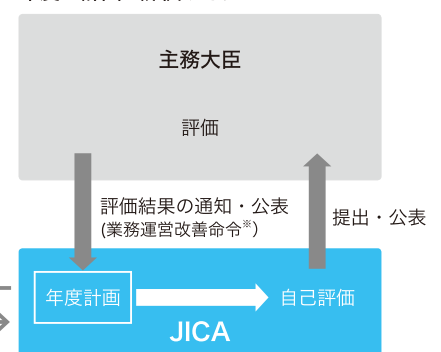
JICAウェブサイト [中期計画・年度計画
業務実績等報告書](#)
外務省ウェブサイト [JICAの業務実績評価](#)

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期(5年)の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※ 主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

環境社会配慮

2022年1月、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(以下、「異議申立手続要綱」)を改正しました。

改正の経緯とポイント

JICAは、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、ガイドラインを定めています。JICAは事業実施に際し、相手国の事業実施機関が大气・水質の汚染を防ぎ、騒音・振動を低減させ、移転を余儀なくされる住民への補償を適切に行うことなどを支援し、それでも重大な影響が残る場合には影響の緩和に必要な方策を評価・確認します。また、現地の住民からの異議を受け付け、ガイドラインが遵守されていないおそれがある場合には、調査・調整する異議申立制度を整備しています。

ガイドラインの改正に際し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期段階での対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加を確保するため、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針を拡充・見直しています。

異議申立手続要綱については、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、申立要件の見直しによるアクセス向上などの観点から改正しました。

環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

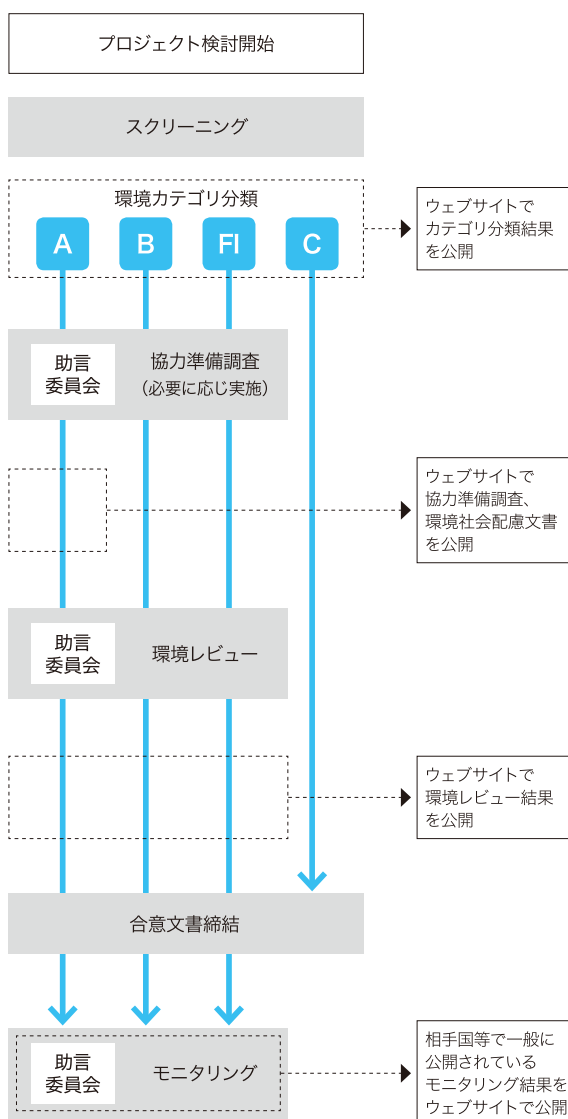
改正後の環境社会配慮確認のプロセスは、従来と大きな変更はなく、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります【→図を参照ください】。

各工程において、説明責任と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。

さらに、透明性と説明責任を確保するため、同助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。

環境社会配慮確認の手続き



関連情報

JICAウェブサイト — 気候変動・環境への取り組み

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、内部統制上の重要事項として取りまとめを行うとともに、その結果について理事会に報告します。

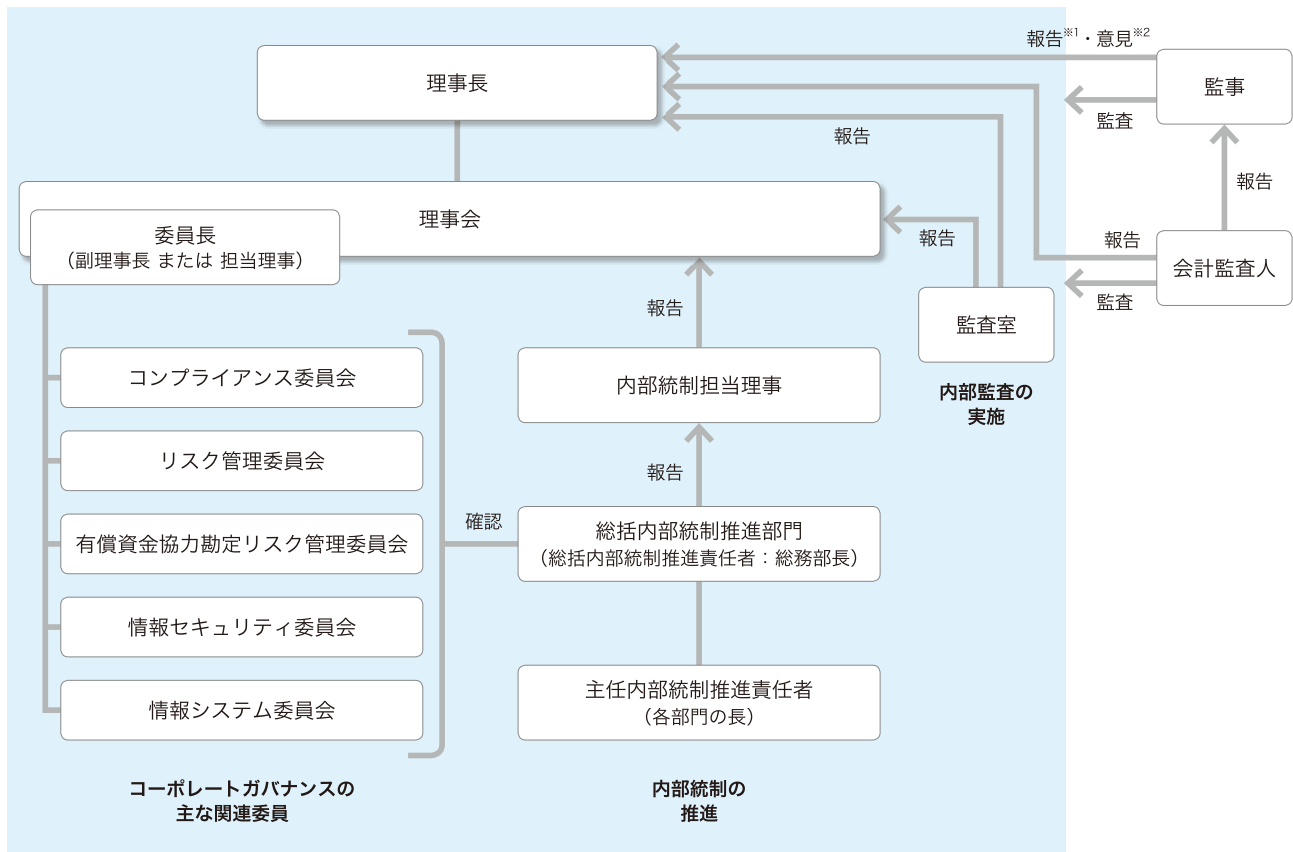
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ

効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、業務の方法について基本的事項を定めた「独立行政法人国際協力機構業務方法書」を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報窓口と外部通報窓口を設置し、運用しています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して主務大臣に提出されます。

※2 主務大臣にも意見を提出することができます。

コンプライアンス、 リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際経済社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス

JICAは、日本のODAの実施機関として、法令やルール 順守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることが重要です。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインなどを設けています。なかでも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」においては、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度や、コンプライアンス委員会の設置について定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。

2021年度は、JICA関係者による性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント(SEAH)などについて、外部

関係者向けの相談窓口を設け、ウェブサイトで公表しました。

リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保のうえ、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」において、リスクの評価と対応を確認・検討することによって組織的な対応を強化しています。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款、海外投融資)の実施にあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融

機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測

定、モニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などにより資産(オフ・バランス含む)の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。融資業務は有償資金協力の主たる業務で、信用リスク管理は同業務において重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨

基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損^{きそん}の危険性の度合に応じて区分する取り組みで、信用リスク管理の手段であるとともに償却・引当を適時適切に実施するために必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程^{けい}などを整備して資産自己査定を実施しており、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出^{かだ}や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパキクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことに

よるリスクを負っていますが、政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備えなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達期間のミスマッチ、予期せぬ回収の遅延もしくは支出の増加により、必要な資金確保が困難になるか、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより有償資金協力勘定が損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱などにより市場において取引ができなくなるか、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより有償資金協力勘定が損失を被るリスク(市場流動性リスク)を意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・ 個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、コロナ禍におけるリモートワーク拡大への対応のため、情報セキュリティ対策を強化したうえで新しいシステム基盤の整備を進

めました。また、これらのシステム基盤を安全に使用するため、関連する内部規程などの改正を行っています。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)の改正に伴い、

JICA内の関係する内部規程についても改正しました。また、欧州連合(EU)「一般データ保護規則(GDPR)」の新しい標準契約条項(SCC)に対応する準備を行っています。

情報セキュリティ・個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(CSIRT)の体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。



関連情報

JICAウェブサイト—個人情報保護制度

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織・業務・財務に関する情報、その評価・監査に関する情報、調達・契約に関する情報、関連法人に関する情報などを公開しています。



関連情報

JICAウェブサイト—情報公開

組織・業務運営の 改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に取り組んでいます。

戦略的な事業運営のための 組織基盤づくり

2021年度は、JICAにおけるDXの推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチームと、DXの推進を総括する最高デジタル責任者(Chief Digital Officer)を設置しました。また、外国人材受入支援と多文化共生に関するJICA内の全体調整、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」事務局運営と関係機関との調整などを一

元的に担う外国人材受入支援室を新設しました。

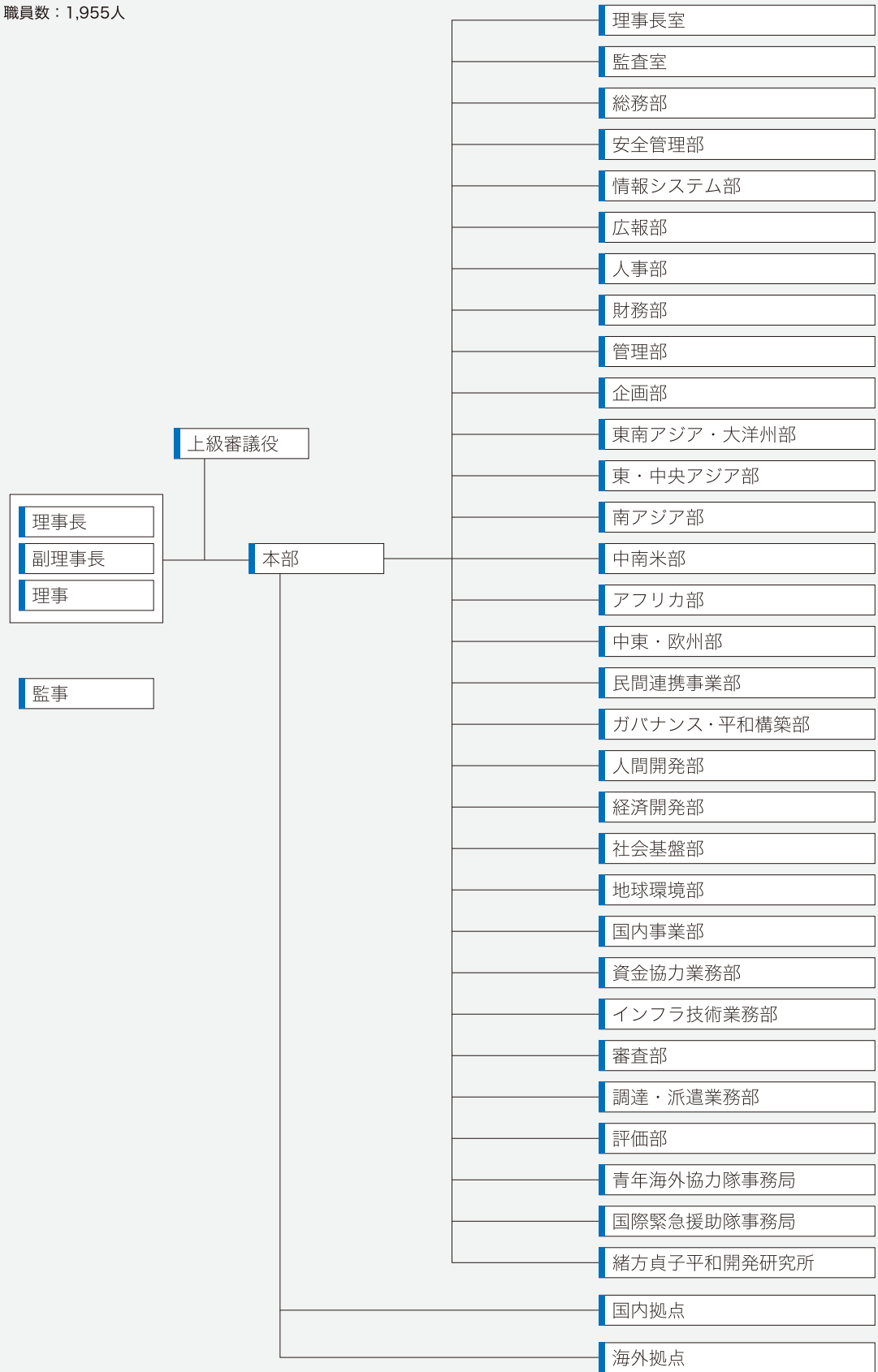
業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達の合理化・適正化を推進しています。

2021年度の主な取り組みとして、業務の効率的な実施に向け、組織全体で電子決裁システムを導入したほか、適切な調達業務を推進するため、海外拠点(特に小規模拠点)向けの支援強化などに取り組みました。

組織図（2022年7月1日現在）

職員数：1,955人



（注）本部・国内拠点・海外拠点はP.80-81参照ください。

財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

令和3年度末現在の資産合計は356,612百万円と、前年度末比21,133百万円減となっております。これは、現金及び預金の23,533百万円減が主な要因です。なお、現金及び預金の残高268,232百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が178,253百万円含まれております。負債合計は233,851百万円と、前年度末比91,015百万円減となっております。これは、運営費交付金債務の86,927百万円減および無償資金協力事業資金の17,897百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	268,232	無償資金協力事業資金	178,253
その他	29,256	その他	33,283
固定資産		固定負債	
有形固定資産	40,789	資産見返負債	8,381
無形固定資産	3,150	退職給付引当金	13,451
投資その他の資産	15,186	その他	484
		負債合計	233,851
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	61,400
		資本剰余金	△ 23,336
		利益剰余金	84,697
		純資産合計	122,761
資産合計	356,612	負債純資産合計	356,612

2. 損益計算書の概要

令和3年度の経常費用は227,084百万円と、前年度比64,074百万円増となっております。これは、運営費交付金を財源とする重点課題・地域事業関係費の50,442百万円増および無償資金協力事業費の5,169百万円増が主な要因です。経常収益は273,693百万円と、前年度比110,051百万円増となっております。これは、運営費交付金収益の102,688百万円増および無償資金協力事業資金収入の5,169百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	227,084
業務費	214,088
重点課題・地域事業関係費	99,774
国内連携事業関係費	9,794
間接業務費	37,983
無償資金協力事業費	57,565
その他	8,972
一般管理費	12,802
その他	194
経常収益	273,693
運営費交付金収益	208,391
無償資金協力事業資金収入	57,565
その他	7,736
臨時損失	75
臨時利益	24,590
前中期目標期間繰越積立金取崩額	610
当期総利益	71,734

(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2)より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

令和3年度末現在の資産合計は14,241,210百万円と、前年度末比637,383百万円増となっております。これは、貸付金の増加711,438百万円が主な要因です。負債合計は4,131,924百万円と、前年度末比558,993百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金の増加420,031百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	158,858	1年以内償還予定	
貸付金	14,053,147	財政融資資金借入金	96,878
貸倒引当金(△)	△ 227,219	その他	64,183
その他	67,807	固定負債	
固定資産		債券	1,015,324
有形固定資産	9,367	財政融資資金借入金	2,945,905
無形固定資産	4,877	その他	9,635
投資その他の資産		負債合計	4,131,924
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,063	純資産の部	
貸倒引当金(△)	△ 87,063	資本金	
その他	174,373	政府出資金	8,249,188
		利益剰余金	
		準備金	1,832,533
		その他	22,811
		評価・換算差額等	4,753
		純資産合計	10,109,285
資産合計	14,241,210	負債純資産合計	14,241,210

2. 損益計算書の概要

令和3年度の当期総利益は22,811百万円と、前年度比10,196百万円減となっております。これは経常収益が152,414百万円と、前年度比18,344百万円増となり、経常費用が129,546百万円と、前年度比28,486百万円増となったことによるものです。経常収益は受取配当金が前年度比9,706百万円増、経常費用は貸倒引当金繰入が前年度比16,547百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	129,546
有償資金協力業務関係費	129,546
債券利息	8,431
借入金利息	12,510
金利スワップ支払利息	5,436
業務委託費	22,889
物件費	13,650
その他	66,631
経常収益	152,414
有償資金協力業務収入	151,423
貸付金利息	118,545
受取配当金	14,035
その他	18,843
その他	991
臨時損失	59
臨時利益	3
当期総利益	22,811

(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2)より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

本部・国内拠点・海外拠点（2022年7月1日現在）

本部

本部(麹町)

TEL: 03-5226-6660から6663（代表）
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(竹橋)

TEL: 03-5226-6660から6663（代表）
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(市ヶ谷/JICA地球ひろば)

TEL: 03-3269-2911（代表）
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5
<https://www.jica.go.jp/index.html>

国内拠点

JICA北海道

(札幌/ほっかいどう地球ひろば)

TEL: 011-866-8333（代表）
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
<https://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>
ほっかいどう地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/hokkaido-hiroba/index.html>

(帯広)

TEL: 0155-35-1210（代表）
〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2
<https://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151（代表）
〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階
<https://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200（代表）
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2
<https://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111（代表）
〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6
<https://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051（代表）
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5
<https://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251（代表）
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1
<https://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151（代表）
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15
<https://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931（代表）
〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2 リファール4階
<https://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>

JICA中部/なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220（代表）
〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
<https://www.jica.go.jp/chubu/index.html>
なごや地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341（代表）
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
<https://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300（代表）
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1
<https://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

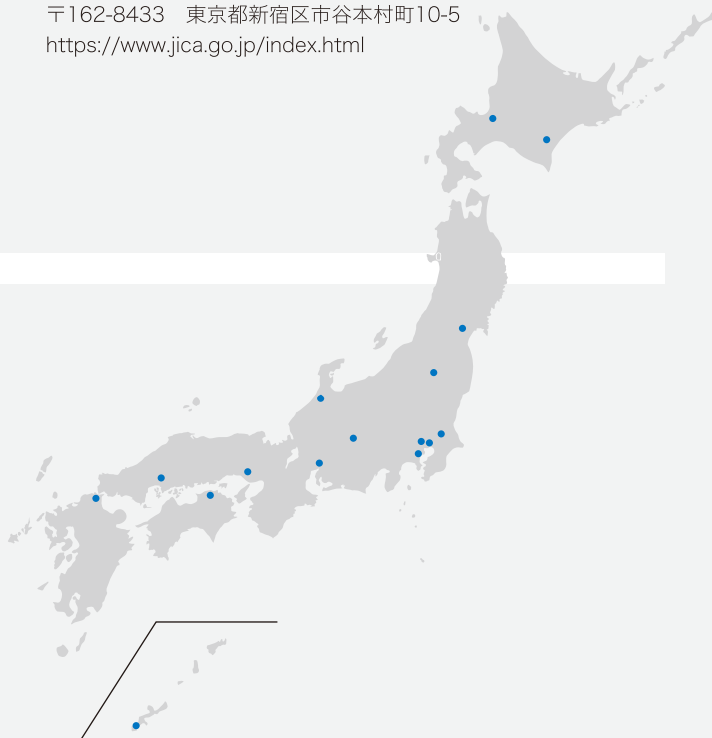
TEL: 087-821-8824（代表）
〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
<https://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311（代表）
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
<https://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000（代表）
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1
<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>



海外拠点の連絡先
JICAウェブサイト—海外のJICA拠点

海外拠点 (50音順)



アジア

アフガニスタン事務所
インド事務所
インドネシア事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
キルギス事務所
ジョージア支所
スリランカ事務所
タイ事務所
タジキスタン事務所
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
東ティモール事務所
フィリピン事務所
ブータン事務所
ベトナム事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モルディブ支所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州

サモア支所
ソロモン支所
トンガ支所
バヌアツ支所
パプアニューギニア事務所
パラオ事務所
フィジー事務所
マーシャル支所
ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン支所
ウルグアイ支所
エクアドル事務所
エルサルバドル事務所
キューバ事務所
グアテマラ事務所
コスタリカ支所
コロンビア支所
ジャマイカ支所
セントルシア事務所
チリ支所
ドミニカ共和国事務所
ニカラグア事務所
ハイチ支所
パナマ事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ベネズエラ支所
ペリズ支所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
ウガンダ事務所
エチオピア事務所
ガーナ事務所
ガボン支所
カメルーン事務所
ケニア事務所
コートジボワール事務所
コンゴ民主共和国事務所

ザンビア事務所
シエラレオネ支所
ジブチ事務所
ジンバブエ支所
スーダン事務所
セネガル事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
ナミビア支所
ニジェール支所
ブルキナファソ事務所
ベナン支所
ボツワナ支所
マダガスカル事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所
南スーダン事務所
モザンビーク事務所
ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
イラク事務所
イラン事務所
エジプト事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所
ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
バルカン事務所
フランス事務所

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務	6
3 新規発行による手取金の使途	6
第二部 参照情報	8
第1 参照書類	9
第2 参照書類の補完情報	9

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第71回国際協力機構債券	債 券 の 総 額	金5,000 百万円
記 名 ・ 無 記 名 の 別	-	発 行 価 額 の 総 額	金5,000 百万円
各 債 券 の 金 額	1 万円	申 込 期 間	2023 年 1 月 16 日から 2023 年 2 月 2 日まで
発 行 価 格	額面 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 100 円とし、払込期 日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利 率	未定（年 0.210%～年 0.510% を仮条件とし、当該仮条件に より需要動向を勘案したうえ で 2023 年 1 月 13 日に決定す る予定。）	払 込 期 日	2023 年 2 月 3 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日 及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	2027 年 12 月 20 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一 般 募 集		
利 息 支 払 の 方 法	利息支払の方法及び期限 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2023 年 6 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第 3 項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、2027 年 12 月 20 日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「JICA 法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制 限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA+の信用格付を2023年1月13日付で取得する予定である。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。 3. 募集の受託会社 (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の2023年1月13日締結予定の第71回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
------------	--

摘 要	(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。 6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であつて、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。 8. 発行要項の変更 (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 9. 本債券の債権者集会 (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。 (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (3) 債権者集会は、東京都において行う。 (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。 ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。 ③決議が著しく不公正であるとき。 ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。 (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
------------	---

	(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。 10. 元利金の支払 本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA 法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。 11. 募入方法 応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。 12. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。
--	--

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 1,700	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金 37.5 銭とする。
	株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,500	
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	900	
	楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号	900	
	計	—	5,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
5,000 百万円	22 百万円	4,978 百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額4,978百万円は、2022年度中に全額をJICA法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行なうため必要な所要資金に充当する予定です（但し、石炭火力発電事業への出融資を除きます）。

なお、有償資金協力業務は、外務省が定める中期目標並びにそれに基づき作成されるJICA中期計画及び年度計画に示されるJICAの基本方針に従って実施されます。当該基本方針の中では、①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保、②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、③普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、④地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築、が重点分野として掲げられています。

また、JICAの有償資金協力業務を含む開発協力は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いて対象となる開発途上国を選定しています。円借款については、所得階層の低い国ほど低金利の融資が受けられる供与条件を適用しています。

上記の点が評価され、当機構が発行する国際協力機構債券（JICA債）は、国際資本市場協会のフレームワーク（注2）における「ソーシャルボンド」の特性に従った債券である旨のセカンド・オピニオンを、独立した第三者機関である株式会社日本総合研究所より2016年8月24日付で取得（2017年8月10日付及び2021年6月16日付更新）しています。

同オピニオンでは、『JICA債』をSBPが示す4項目に基づきレビューした結果、『JICA債』はSBPが示す、社会課題への対応を目的とした『ソーシャルボンド』の特性に従うものとして評価する。」との評価がされています。よって、本債券も「ソーシャルボンド」の特性に従った債券となります。

（注1） 経済開発協力機構（Organisation for Economic Co-operation and Development、OECD）開発援助委員会（Development Assistance Committee、DAC）の定める基準

(注2) 国際資本市場協会 (International Capital Market Association、ICMA) は、2016 年 6 月に、自主的ガイドラインとして、グリーンボンド原則 (Green Bond Principles、GBP) 及びその付属資料であるソーシャルボンドのガイダンス (SOCIAL BONDS – GUIDANCE FOR ISSUERS) を公表しました。なお、ICMA は 2017 年 6 月に同付属資料を改訂した上でソーシャルボンド原則 (The Social Bond Principles、SBP、2020 年 6 月及び 2021 年 6 月更新) を公表しています。

【参考】セカンド・オピニオン (発行者：株式会社日本総合研究所)

https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Second_Opinion.pdf

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部 (2022 年 12 月 2 日現在)」

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部 (2022 年 12 月 2 日現在) (以下「発行者情報説明書」という。) に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書証券情報の部作成日 (2023 年 1 月 6 日) までの間において、以下のとおり変更及び追記すべき事項が生じております (変更箇所は下線で示しております)。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載された事項を除き、本債券内容説明書証券情報の部作成日 (2023 年 1 月 6 日) 現在においてもその判断に変更はありません。

第1 発行者の概況

3. 事業の内容

3-3. 当機構の財務

(3) 資金調達の概要

(iii) 財投機関債

旧 JBIC の海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っていませんでしたが、当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計 8,445 億円を発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

なお、国際協力機構債券（ソーシャルボンド）の発行は、日本政府の SDGs 達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016 年 12 月 22 日決定）において、資金動員（国内の民間資金を開発途上国のために動員する）の具体的施策のひとつに位置づけられました。「SDGs 実施指針改定版」（2019 年 12 月 20 日、一部改訂）においても、「環境・社会・ガバナンスの要素を考慮する ESG 金融やインパクトファイナンス、ソーシャルファイナンス、SDGs ファイナンス等と呼ばれる経済的リターンのみならず社会貢献債としての JICA 債の発行など社会的リターンを考慮するファイナンスの拡大の加速化が、SDGs 達成に向けた民間資金動員の上で重要である。」とされており、SDGs 達成のために民間資金を動員するツールとして明記されています。なお、「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策（付表）」及び「SDGs 実施指針改定版」は以下から参照できます。

「持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策（付表）」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou2.pdf>

「SDGs 実施指針改定版」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai8/siryou1.pdf>

【財投機関債の発行実績】

	発行日	発行額
第 1 回国際協力機構債券	2008 年 12 月 19 日	300 億円
第 2 回国際協力機構債券	2009 年 6 月 19 日	300 億円
第 3 回国際協力機構債券	2009 年 12 月 16 日	200 億円
第 4 回国際協力機構債券	2010 年 6 月 18 日	200 億円
第 5 回国際協力機構債券	2010 年 9 月 15 日	200 億円
第 6 回国際協力機構債券	2010 年 12 月 15 日	200 億円
第 7 回国際協力機構債券	2011 年 6 月 16 日	200 億円
第 8 回国際協力機構債券	2011 年 9 月 26 日	150 億円
第 9 回国際協力機構債券	2011 年 9 月 26 日	50 億円
第 10 回国際協力機構債券	2011 年 12 月 20 日	100 億円
第 11 回国際協力機構債券	2011 年 12 月 20 日	100 億円
第 12 回国際協力機構債券	2012 年 6 月 22 日	100 億円
第 13 回国際協力機構債券	2012 年 6 月 22 日	100 億円
第 14 回国際協力機構債券	2012 年 9 月 24 日	100 億円

第 15 回国際協力機構債券	2012 年 9 月 24 日	100 億円
第 16 回国際協力機構債券	2012 年 12 月 26 日	100 億円
第 17 回国際協力機構債券	2012 年 12 月 26 日	100 億円
第 18 回国際協力機構債券	2013 年 6 月 20 日	100 億円
第 19 回国際協力機構債券	2013 年 6 月 20 日	100 億円
第 20 回国際協力機構債券	2013 年 9 月 20 日	100 億円
第 21 回国際協力機構債券	2013 年 9 月 20 日	100 億円
第 22 回国際協力機構債券	2013 年 12 月 24 日	100 億円
第 23 回国際協力機構債券	2014 年 2 月 21 日	100 億円
第 24 回国際協力機構債券	2014 年 6 月 20 日	100 億円
第 25 回国際協力機構債券	2014 年 6 月 20 日	100 億円
第 26 回国際協力機構債券	2014 年 9 月 22 日	100 億円
第 27 回国際協力機構債券	2014 年 9 月 22 日	100 億円
第 28 回国際協力機構債券	2014 年 12 月 22 日	100 億円
第 29 回国際協力機構債券	2015 年 6 月 22 日	100 億円
第 30 回国際協力機構債券	2015 年 6 月 22 日	100 億円
第 31 回国際協力機構債券	2015 年 9 月 24 日	100 億円
第 32 回国際協力機構債券	2015 年 9 月 24 日	100 億円
第 33 回国際協力機構債券	2015 年 12 月 21 日	100 億円
第 34 回国際協力機構債券	2016 年 2 月 12 日	100 億円
第 35 回国際協力機構債券	2016 年 6 月 20 日	100 億円
第 36 回国際協力機構債券	2016 年 6 月 20 日	100 億円
第 37 回国際協力機構債券	2016 年 9 月 20 日	200 億円
第 38 回国際協力機構債券	2016 年 9 月 20 日	150 億円
第 39 回国際協力機構債券	2017 年 2 月 20 日	50 億円
第 40 回国際協力機構債券	2017 年 6 月 28 日	100 億円
第 41 回国際協力機構債券	2017 年 6 月 28 日	100 億円
第 42 回国際協力機構債券	2017 年 9 月 20 日	200 億円
第 43 回国際協力機構債券	2017 年 12 月 20 日	200 億円
第 44 回国際協力機構債券	2018 年 6 月 28 日	150 億円
第 45 回国際協力機構債券	2018 年 6 月 28 日	100 億円
第 46 回国際協力機構債券	2018 年 9 月 20 日	200 億円
第 47 回国際協力機構債券	2018 年 12 月 20 日	150 億円
第 48 回国際協力機構債券	2019 年 6 月 20 日	100 億円
第 49 回国際協力機構債券	2019 年 6 月 20 日	100 億円
第 50 回国際協力機構債券	2019 年 9 月 20 日	120 億円

第 51 回国際協力機構債券	2019 年 12 月 20 日	180 億円
第 52 回国際協力機構債券	2020 年 3 月 19 日	100 億円
第 53 回国際協力機構債券	2020 年 6 月 26 日	100 億円
第 54 回国際協力機構債券	2020 年 6 月 26 日	130 億円
第 55 回国際協力機構債券	2020 年 9 月 28 日	100 億円
第 56 回国際協力機構債券	2020 年 9 月 28 日	120 億円
第 57 回国際協力機構債券	2020 年 12 月 25 日	100 億円
第 58 回国際協力機構債券	2020 年 12 月 25 日	50 億円
第 59 回国際協力機構債券	2021 年 6 月 29 日	100 億円
第 60 回国際協力機構債券	2021 年 6 月 29 日	100 億円
第 61 回国際協力機構債券	2021 年 9 月 27 日	100 億円
第 62 回国際協力機構債券	2021 年 9 月 27 日	100 億円
第 63 回国際協力機構債券	2022 年 1 月 28 日	100 億円
第 64 回国際協力機構債券	2022 年 1 月 28 日	70 億円
第 65 回国際協力機構債券	2022 年 2 月 7 日	30 億円
第 66 回国際協力機構債券	2022 年 7 月 22 日	110 億円
第 67 回国際協力機構債券	2022 年 7 月 22 日	130 億円
第 68 回国際協力機構債券	2022 年 9 月 30 日	75 億円
第 69 回国際協力機構債券	2022 年 9 月 30 日	130 億円
第 70 回国際協力機構債券	<u>2022 年 12 月 23 日</u>	<u>100 億円</u>